ひょうしん 後見支援預金

「後見支援預金」は、後見制度をご利用の後見人が、神戸家庭裁判所の「指示書」に基づき、口座開設やお預入れ、お引き出し等の取引を行う口座です。

商品名		ひょうしん 後見支援預金
ご利用いただける方		・神戸家庭裁判所が後見支援預金の契約締結にかかる「指示書」を発行した成年被後 見人または未成年被後見人。
預入期間		・期間の定めはありません。ただし、神戸家庭裁判所より解約の「指示書」の発行による解約の場合、もしくは、被後見人の死亡および未成年被後見人が成年となった時点で預金契約は終了します。
預入	預入方法	・新規預入 神戸家庭裁判所が発行した契約締結にかかる「指示書」によりお預けいただきます。 ・追加預入 神戸家庭裁判所が発行した追加預入にかかる「指示書」によりお預けいただきます。
	預入金額	・1 円以上
	預入単位	・1 円単位
払出方法		・神戸家庭裁判所が発行した払戻しにかかる「指示書」により払出しいたします。 ・後見人に後見支援預金手続申込書をご記入いただきます。 ・後見人の本人確認書類の提示をお願いします。
利息	適用利率	・普通預金利率
	利払方法	・年2回(3月・9月)当金庫所定の日に元金(預金残高)に組入れします。
	計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。(1年を365日とする日割計算)
税金		・2037年12月31日までにお受取になる利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
預金保険の適用		・預金保険制度の対象商品です。1預金者あたり元本1,000万円までとそのお利息が保護されます。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとそのお利息が保護されます。)
手数料		・通帳再発行の場合、当金庫所定の手数料を申し受けます。 ・定期送金は、振込の都度、当金庫所定の手数料を申し受けます。 なお、定期送金は、神戸家庭裁判所の契約締結または定期送金額の変更にかかる「指示書」によりお取扱いします。
苦情処理措置・ 紛争解決措置		・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくは本部お客様相談室(9時~17時、電話:0120-685-123)までお申し出ください。 ・紛争解決措置 兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室若しくは全国しんきん相談所(9~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。なお、上記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは、東京三弁護士会、全国しんきん相談所またはお客様相談室にお尋ね下さい。
その他		・お取引は、口座開設店のみを窓口とします。 ・この預金口座からの各種料金等の自動引落はできません。 ・キャッシュカードは発行いたしません。(ATMのご利用はできません) ・マル優のお取扱いはできません。 ・給与・年金・各種配当金等の受取口座としてのご利用はできません。 ・インターネットバンキング等のご利用はできません。 ・詳しくは、店頭窓口にてお問い合わせください。